

白馬村
国土強靱化地域計画

令和4年2月

白馬村

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 策定趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の目的	3
4 計画期間	4
5 施策の重点化	4
6 各種施策の推進と進捗管理	5
第2章 基本的な考え方	6
1 想定するリスク	6
(1) 地震災害	6
(2) 土砂災害・水害	6
(3) 火山噴火災害	7
(4) 大雪・雪崩災害	7
(5) 複合災害	7
参考 長野県第3次地震被害想定	8
2 総合目標、基本目標	10
3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	10
(1) 本村の強靱化を推進する上での取組姿勢	10
(2) 適切な施策の組み合わせ	10
(3) 効率的な施策の推進	11
(4) 地域特性に応じた施策の推進	11
第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）	13
1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方	13
2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	14
3 脆弱性評価結果	14
第4章 推進方針（取り組むべき事項）	15
1 人命の保護が最大限図られること	15
1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	15
1-2 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	16
1-3 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	16
1-4 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	17
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	19
2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	19

2 – 2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	19
2 – 3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	20
2 – 4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	20
3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	21
3 – 1	役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	21
3 – 2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	21
3 – 3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	22
4	ライフライン等の被害を最小限に留め、経済活動を機能不全に陥らせないこと	23
4 – 1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	23
4 – 2	上水道等の長期間にわたる供給停止	23
4 – 3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	23
4 – 4	地域交通ネットワークが分断する事態	24
4 – 5	食料・飲料水等の安定供給の停滞	24
5	二次的な被害を発生させないこと	25
5 – 1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	25
5 – 2	有害物質の大規模拡散・流出	25
5 – 3	農地・森林等の荒廃	26
5 – 4	観光や地域農産物に対する風評被害	26
5 – 5	避難所等における環境の悪化	26
6	被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに	27
6 – 1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	27
6 – 2	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	27
6 – 3	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	28
別表		29
別表 1	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果	29
別表 2	個別の事業一覧（白馬村国土強靱化地域計画に基づく主な事業）	39

第1章 計画の基本的事項

1 策定趣旨

長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生し、甚大な被害を被ってきました。近年では平成23年3月の長野県北部地震や、平成26年2月の大雪災害、7月の土石流災害、9月の御嶽山噴火災害、11月の長野県神城断層地震、令和元年東日本台風など、多くの災害に見舞われ、県民の尊い命と貴重な財産が失われるとともに、被災地域の観光業をはじめとする産業は大きな打撃を受けました。それらの大規模自然災害に対して、「命を守る」ための備えとして、迎え撃つ社会の在り方が問われています。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。その後、平成30年12月に、基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行った。

長野県においては、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての県民や長野県に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成28年3月に長野県強靱化計画を策定しました。また、長野県強靱化計画の策定後も、日本国内では熊本地震を始め多くの災害が発生するなか、災害対応などを通じて新しい知見や教訓が得られており、長野県においてもこれらの知見や教訓を活用していく必要があるため、平成30年3月に、「第2期長野県強靱化計画」（以下「長野県強靱化計画」という。）として改定を行いました。

長野県強靱化計画によると、長野県の強靱化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

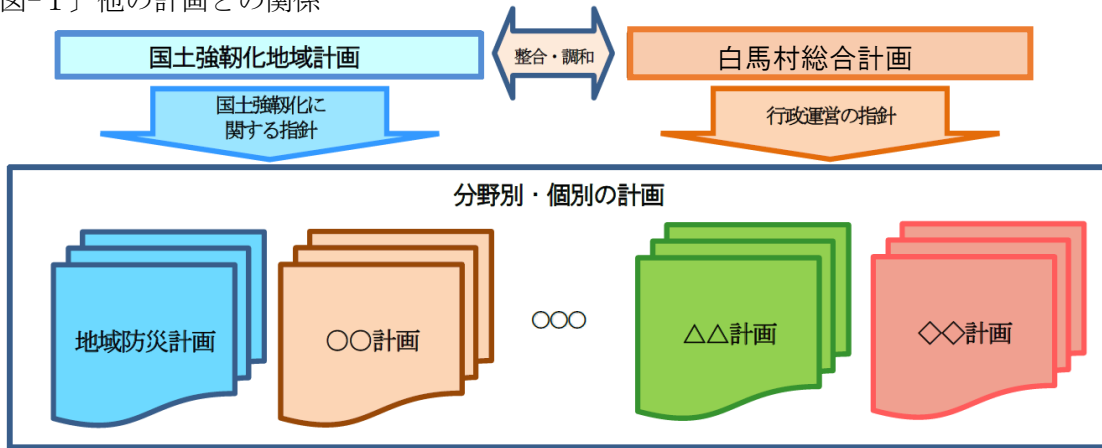
白馬村では、これまで白馬村地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定、ハザードマップの作成などを行い、災害に強いまちづくりを推進してきました。

こうした動向を踏まえ、白馬村においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、白馬村の強靱化に関する指針となる「白馬村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進します。

2 計画の性格

本計画は、大規模自然災害に対する白馬村の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、「白馬村総合計画」と整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から本村における様々な分野の指針となる計画です。

〔図-1〕他の計画との関係



〔表-1〕強靱化の分野において、白馬村国土強靱化地域計画を指針とする計画

白馬村地域防災計画	白馬村公共施設等総合管理計画
白馬村第5次総合計画	白馬村観光地経営計画
白馬村受援計画	白馬村地籍調査事業10箇年計画
白馬村森林整備計画	白馬村男女共同参画社会づくり計画
白馬村耐震改修促進計画	白馬村食育推進計画
次世代育成支援対策推進法特定事業主行動計画	白馬村スポーツ推進計画
都市計画マスタープラン	白馬村子ども・子育て支援事業計画
白馬村避難支援プラン(全体計画)	白馬村観光防災マニュアル
白馬村水道ビジョン	白馬村国民保護計画
白馬村立地適正化計画	白馬村無電柱化計画
白馬村下水道業務継続計画	白馬村障害者活躍推進計画
白馬村水道事業危機管理マニュアル	白馬村健康増進計画
白馬村高齢者福祉計画	

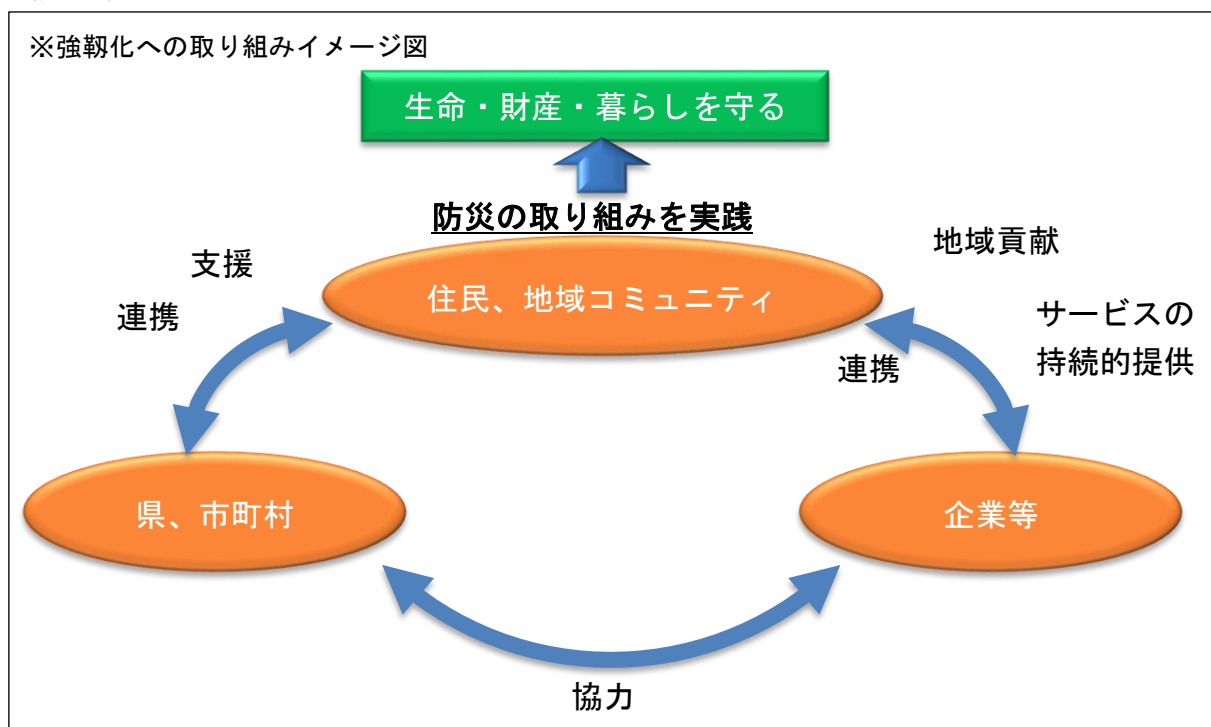
3 計画の目的

村民の一番の思いは、災害により生命・財産を失わないことにあります。また、長野県が実施した県政モニター調査結果によると、災害時において、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になることが課題として挙げられています。

行政のみならず、企業、村民も、生命・財産を守り迅速に復旧復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、住民が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。

〔図-2〕



4 計画期間

令和3年度を始期とし、国の基本計画や長野県強靱化計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

5 施策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位が高いものについて、重点化しながら進める必要があります。白馬村では、第3章「取り組むべき事項の」の起きてはならない最悪の事態」を回避する施策の中から、3つの重点項目を定めています。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実2 地震から命を守る建物の強靱化3 集中豪雨などから命を守る水害・土砂災害対策 |
|--|

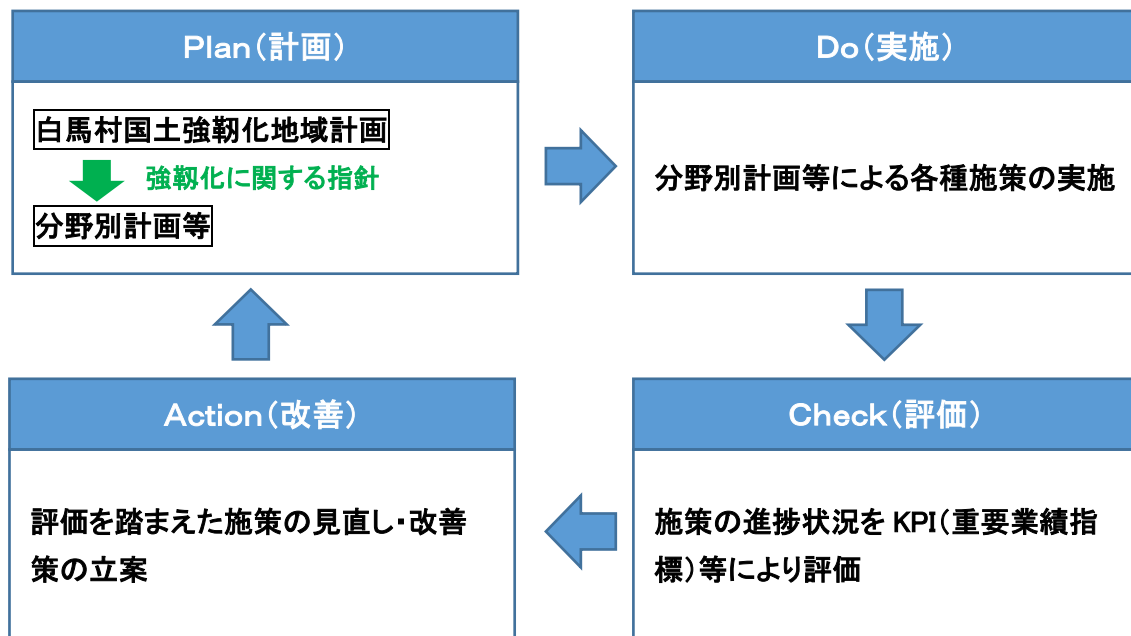
6 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「白馬村総合計画」、「白馬村地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進します。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図ります。

〔図-3〕



第2章 基本的な考え方

1 想定するリスク

白馬村で想定すべき自然災害には、地震災害、土砂災害・水害、火山噴火災害、大雪・雪崩災害等があります。

なお、特に本村に影響が大きいと想定される災害の代表例は以下のとおりです。

(1) 地震災害

長野県の地形は、大きくは県土の80%を占める山地と10%以下の盆地に分けられますが、特に山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られ、長野県における地震災害のリスクとなっています。

国の地震調査推進本部では、全国の主要活断層に関して長期評価を行っていますが、長野県内の6つの主要活断層のうち、糸魚川－静岡構造線断層帯（牛伏寺断層を含む区間）ではM_j（気象庁マグニチュード）8程度の地震の発生確率が今後30年間で発生する可能性が14%（算定基準日：平成27年（2015年）1月1日）、境峠・神谷断層帯では主部でM_j7.6程度の地震が0.02%～13%（同）、木曾山脈西縁断層帯では主部／南部でM_j6.3程度の地震がほぼ0～4%（同）、阿寺断層帯では主部／北部でM_j6.9程度の地震が6～11%程度（同）の発生確率となっています。

長野県では、これらの地震に備えるため平成27年3月に長野県第3次地震被害想定を策定しました。

(2) 土砂災害・水害

長野県には、日本海に注ぐ信濃川、姫川、関川と太平洋に注ぐ天竜川、木曾川、富士川、矢作川、利根川の8水系があり、一級河川は739河川、総延長は5,112.4kmになります。

長野県の河川の特長である急峻な地形や脆弱な地質などの自然条件に加え、都市化の進展といった土地利用の変化により流域保水力が低下したこともあり、近年は毎年のように水害が発生しており、最近5ヵ年（平成24年～28年）の河川災害は、年平均52箇所、13億6,800万円余に及んでいます。

加えて、急峻な地形と脆弱な地質のため地すべり現象が数多く発生することから、長野県における土砂災害危険箇所数（土石流危険渓流・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険箇所の合計）は全国においても上位であり、土砂災害が数多く発生しています。

(3) 火山噴火災害

気象庁の火山噴火予知連絡会において活火山として選定された火山は全国において111（平成30年1月現在）存在しますが、そのうち長野県内に火口が存在する火山が4（浅間山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山）、長野県に關係する火山が3（新潟焼山、草津白根山、弥陀ヶ原）存在する全国でも有数の火山県です。

また、火山活動が活発で過去に大規模な噴火を繰り返す火山がある一方で、有史以来目立った噴火が無い火山や歴史的経緯や交通網の關係から観光客や登山客が数多く訪れる火山も存在するなど、それぞれの火山の噴火に伴い発生するリスクは大きく異なっているため、きめ細やかな形でのリスク管理が必要とされています。

(4) 大雪・雪崩災害

白馬村は、豪雪地帯対策特別措置法に基づき特別豪雪地帯に指定されており、長期間自動車交通が途絶するなどの住民の生活に著しい支障が生じる可能性があるため、長期的な視野に基づく総合的な雪対策を、住民、企業、行政など様々な社会構成員と役割を分担しながら、今後も推進していく必要があります。

(5) 複合災害

白馬村地域防災計画における地震災害と風水害が連続的に生起する複合災害に加え、社会的影響が大きい新型感染症も連続的に生起することを想定している。

参考 長野県第3次地震被害想定

長野県は、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震といったこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうると言われている南海トラフの巨大地震に備えるため、県、市町村、地域の防災対策の基礎資料となる実践的で新たな被害想定を平成27年3月に策定した。

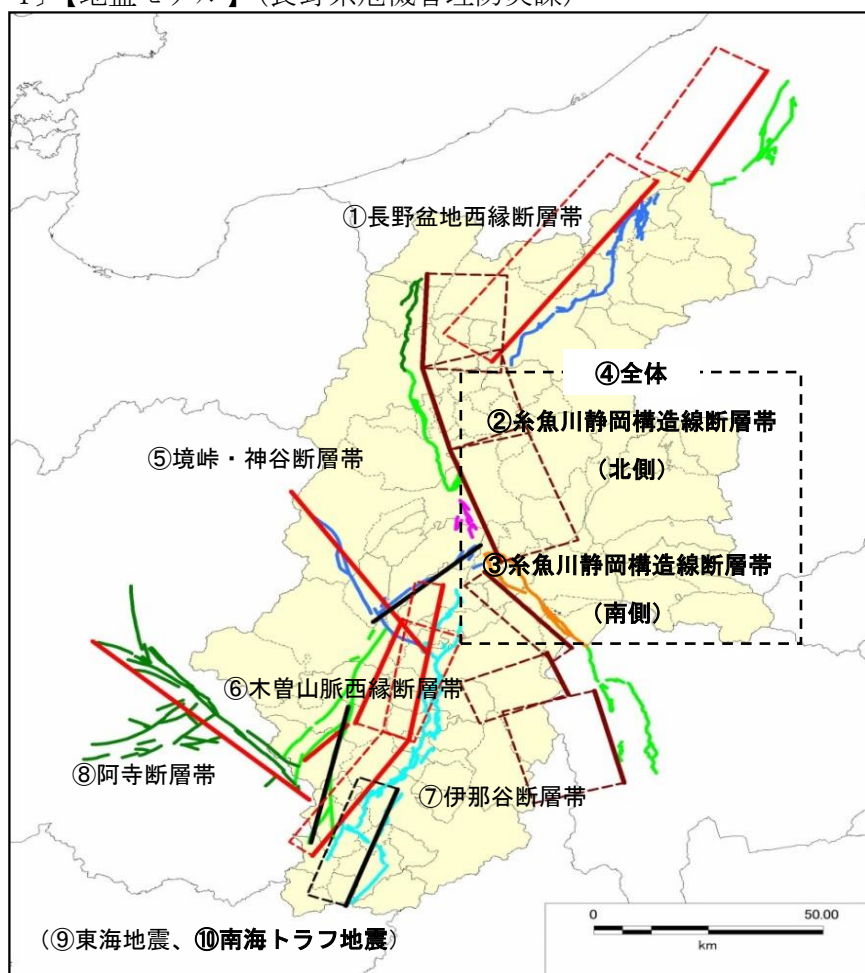
想定地震は、複数の活断層から各地域の地震被害の規模や重なりを考慮して選定した。

想定項目及び想定手法は、最新の科学的知見を踏まえて地震防災対策において必要な項目を選定した。

(1) 地震動の予測結果

地盤モデルに基づき図1の①～⑩の地震について市町村別の震度予測を行った。

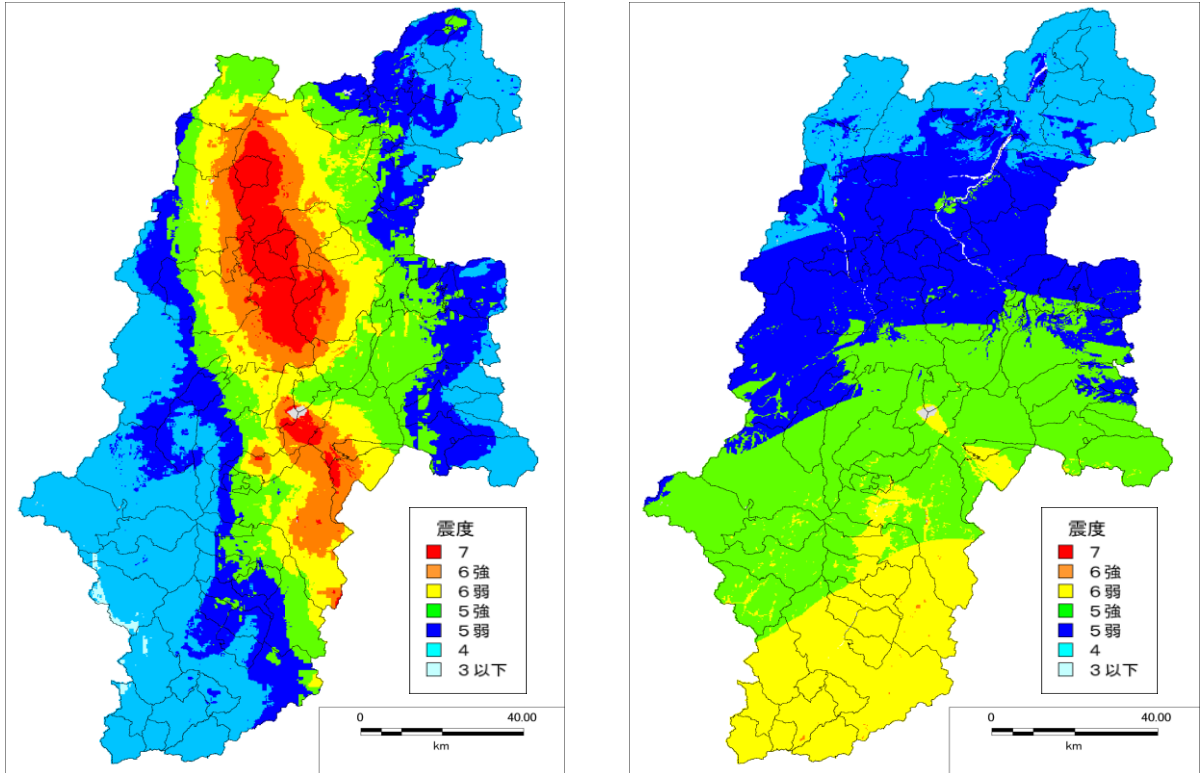
〔図-4〕【地盤モデル】（長野県危機管理防災課）



④の地震では、県の北部から中部の広い範囲にわたり震度6弱以上の強い揺れが予測されている。（県内市町村で震度4～7）

⑩の地震では、県の南部から中部の広い範囲にわたり震度6弱、5強の強い揺れが予測されている。

〔図-5〕 (例) ④糸魚川静岡構造線断層帯 (全体) の地震 ⑩南海トラフの地震 (陸側ケース)



〔表-2〕

(2) 建物、人的被害などの主な予測結果

			④糸魚川静岡構造線断層帯(全体)地震			⑩南海トラフの地震(陸側ケース)			備考
建物被害	全壊・焼失	(棟)	82,750	～	97,940	2,230	～	2,260	予測結果の幅は、季節、時間帯、風速のケース分けによる
	半壊	(棟)	103,450	～	109,620	20,420	～	20,450	
人的被害	死者	(人)	5,570	～	7,060	130	～	180	
	負傷者	(人)	31,160	～	37,760	3,330	～	4,440	
生活支障	避難者	(人)	367,540			59,690			被災2日後(最大)
	孤立集落	(箇所)	566			135			
ライフライン	上水道断水	(人)	1,453,310			701,780			被災直後
	停電	(軒)	700,570			333,620			被災直後

2 総合目標、基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の基本計画が掲げる基本目標と調和を図り設定された、長野県強靱化計画の「総合目標」と「基本目標」は普遍的なものと考えられます。そのため、本計画においても長野県強靱化計画の目標を準用し、以下のとおり本計画の「総合目標」と、「基本目標」を設定します。

総合目標	多くの災害から学び、いのちを守る地域づくり
基本目標	<ol style="list-style-type: none">1 人命の保護が最大限図られること2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること5 二次的な被害を発生させないこと6 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに

3 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、本村の強靱化を推進する上で配慮すべき事項を取りまとめ、取組を進めていくこととします。

(1) 本村の強靱化を推進する上での取組姿勢

- 本村の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進
- 本村が有する抵抗力、回復力、適応力の強化
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持った計画的な取組の推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、本村と村民とが適切に連携及び役割分担を行いながら取組を実施

(3) 効率的な施策の推進

- 村民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し効率的な施策を推進

(4) 地域特性に応じた施策の推進

- 地域コミュニティ機能を向上するとともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進
- 女性、高齢者、子供、障害者などに配慮した施策の推進
- 地域特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮

＜参考＞国土強靱化を推進する上での基本的な方針（※基本計画引用）

（１）国土強靱化の取組姿勢

- ①我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ②短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ⑨人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第3章 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）

1 脆弱性評価（現状認識・問題点の整理）の考え方

国は、国土強靱化基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価する、いわば「国土の健康診断」を実施するため、脆弱性評価を行っています。この評価は、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する各省庁の施策について横断的に評価することとし、国は45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。また、長野県強靱化計画では、国と同様の枠組みにより脆弱性評価を実施しています。

白馬村は、国及び県の脆弱性評価を参考に、以下の手順で評価を実施しました。

〔図-6〕

① 白馬村における「起きてはならない最悪の事態」を設定



② ①に対する白馬村の施策、指標の洗い出し



③ ②について現状、問題点を整理



④ ③に対する施策を検討

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標や想定するリスク等を踏まえ、白馬村における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-3	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-4	避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	4-5	食料・飲料水等の安定供給の停滞
5 二次的な被害を発生させないこと	5-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	5-2	有害物質の大規模拡散・流出
	5-3	農地・森林等の荒廃
	5-4	観光や地域農産物に対する風評被害
	5-5	避難所等における環境の悪化
6 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	6-3	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 脆弱性評価結果

評価結果は、別表1（P29～P39）のとおりです。

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

1 人命の保護が最大限図られること

1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

1-1) 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

住宅の耐震化（総務課）

昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修を促進するため、その必要性について普及啓発を行うとともに、助成事業の実施に努めます。

公共施設等の対策（全庁）

小中学校の安全性や快適性向上を図るため、個別施設計画に基づき、校舎の大規模改修工事等の建物長寿命化工事を実施するとともに、バリアフリー化やトイレの衛生環境向上対策にも取り組みます。公衆トイレの建替え計画の際、耐震性能を考慮すべきか検討します。

民間の旧耐震基準建築物の対策（総務課）

不特定多数が利用する旧耐震基準の建築物に対して、耐震診断受診率を高めしていくため、建物所有者へ啓発していきます。

無電柱化等の対策（建設課）

地震や強風による電柱倒壊で、緊急時の避難路及び救急搬送路となる基幹道路の遮断を防ぐため、電線共同溝の整備や裏配線等の整備を進め、無電柱化を推進します。

都市環境等の整備（建設課）

災害時の避難場所や支援活動に必要な道路等の整備については、地理的条件を考慮の上、長野県と連携し整備を推進する。また、倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進めます。

空き家対策の推進（総務課）

大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策の実施に努めます。

1-2 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

1-2) 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

治水対策等（建設課）

近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増していることから、国土交通省及び長野県と河川改修及び流水機能の確保に対する認識を共有し、水害の解消を図ります。

警戒避難体制の強化（総務課、建設課、健康福祉課）

水害等における災害時受援体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携を深め迅速な災害対応に努めます。

国や県などの防災関係機関で組織されている「大規模氾濫減災協議会」により、関係機関の情報共有を図るとともにタイムラインの更新を図ります。

想定最大規模の降雨による浸水想定区域を表示した各種ハザードマップ等の活用により、住民や学校、施設等へ浸水想定区域の周知を図り、住民主導型による警戒避難体制の構築を促進します。

1-3 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

1-3) 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

土砂災害対策（建設課）

国、県に対して土砂災害に対する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等によるハード対策による施設整備を要望し、集落・要配慮者利用施設・避難所・重要交通網等の重要施設や地域の財産を守ります。

警戒避難体制の強化（総務課、建設課、健康福祉課）

防災関係機関の相互連携を図り、土砂災害に対する体制を整備します。

防災マップを作成し、住民や学校、施設等へ土砂災害危険箇所の周知を図り、住民主導型による警戒避難体制の構築を促進します。

県と気象台が共同発表する土砂災害警戒情報や長野県河川砂防情報ステーションによる危険度情報の活用等、住民の警戒避難に資する情報の活用方法について啓発します。

森林の荒廃対策（農政課）

国、県と連携し、森林整備と施設整備が一体となった治山事業により、森林の土砂災害防止機能を向上させ、土砂災害や流木災害を防ぐ「災害に強い森林づくり」を推進します。

1-4 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

1-4) 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

住民の避難行動等（総務課）

適切に避難指示等を発令するとともに、住民の居住地等にどのような災害リスクがあり、いつどのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて周知を図ります。

災害が発生する恐れのある場合には、住民一人ひとりが的確な避難行動の判断がとれるように、防災お出かけ講座や防災マップの作成により日頃から危険箇所や避難場所等の周知徹底を図ります。

防災教育・防災体制等（総務課、生涯学習スポーツ課）

各自主防災組織が相互に情報交換をする場を提供することにより連携を強化し、自主防災組織の活動レベル底上げにより、組織体制の整備等を進めていきます。

防災関係機関と連携して実施する白馬村総合防災訓練に小中学生が参加することにより、防災に関する知識の普及を図ります。

情報伝達手段（総務課）

様々なメディアを効果的に組み合わせ、住民が必要なときに必要な情報を入手しやすい環境を整備していきます。

災害時の情報提供ツールとして、登録制メール、防災アプリの登録を促進します。

長野県防災情報システムを利用し、停電や地上回線が停滞した場合でも通信衛星によるシステム経由により、いち早く情報を住民に伝えられるよう努めます。

避難行動要支援者支援等（総務課、健康福祉課）

避難行動要支援者の避難支援を具体化する手法として「災害時住民支えあいマップ」の作成により、要配慮者がどこに住んでおり、だれが支援者となり、どこに避難させるか等の情報を明確化し、活用することで住民の支えあいによる地域づくりを推進します。

災害時に聴覚障がい者の安全を確保するため、県が開催する災害時に役立つ手話講座等を通じ、手話で避難誘導のできる住民を増やし、地域の防災力を高めるとともに、音声情報の防災行政無線等に限らず、携帯電話会社による緊急速報メール等の活用を推進します。主に視覚・聴覚障がい者が災害時に必要な持ち物として、ホイッスルやコミュニケーションボード等を自ら備えることや避難行動を共にしてくれる方を決めておく等、障がい者自身も災害への備えをしていただく必要があることを周知していきます。

障がい者や高齢者等の情報弱者に配慮し、Webアクセシビリティに準拠した情報発信に努めます。

要配慮者利用施設利用（総務課、建設課、健康福祉課、教育課、子育て支援課）

改正された水防法及び土砂災害防止法に基づき、要配慮者利用施設の施設管理者に対し「避難確保計画」の作成を支援し、地域の実情を反映し、実効性の高い計画となるよう促すとともに、計画に基づき災害発生時に利用者が安全かつ迅速な避難行動をとることができるように実効性の高い避難訓練の実施に向けた助言を行います。

外国人に対する支援（総務課）

発災時の避難誘導に関する案内や情報発信の多言語化の推進など、外国人への支援の強化を図ります。また、災害時でも適切に行動できるよう、様々な機会を通じて、積極的な広報・啓発を実施するよう努めます。

2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

道路閉塞等による集落の孤立（建設課）

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等について、国土交通省、長野県と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装、トンネル及び大型カルバート等道路附属物の長寿命化を推進する。また、被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保や食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うことと併せて、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装、トンネル及び大型カルバート等道路附属物の長寿命化を推進します。救急救援活動に必要な緊急輸送道路やその代替路、補完路等について、国や県と連携を図り整備を推進します。

ヘリコプターによる救命救助・救援物資搬送（総務課、健康福祉課）

孤立集落が発生した場合、道路による救命救助や救援物資搬送が行えない場合には、関係機関によヘリコプターによる援助を求めます。離着陸できる場所がない場合は、備蓄状況や被災者の健康状態を把握した上で、ホイスト機能を有したヘリコプターによる救助や物質吊下の対応を要請します。

2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

2-2) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

自主防災組織の育成（総務課）

地域の実情や課題に応じた柔軟な形による災害対応が可能となる取り組みを進めることにより、地域づくりや地域活性化と合わせた自主防災組織の充実・強化を図っていきます。

消防団の強化（総務課）

消防団の組織機能の維持のため、団員の負担軽減を行います。また、消防団の地域認知度の向上のため、消防団の広報活動を行い団員の確保を行います。

地域住民の協力を得て団員の加入促進と消防団の維持継続を図ります。

計画的な施設、車両、装備の更新を行うとともに、各種訓練や各方面の関係機関との連携訓練等も行って団員及び消防団のとしてのスキルアップを図っていきます。

消防庁が示す「消防団装備基準」を満たす装備の整備を行っていきます。

関係機関との連携（総務課）

大規模災害の発生時に様々な支援を受ける国、県、警察、自衛隊、消防等の防災関係機関と具体的な支援対策について確認・検討を行っていきます。

村で開催する総合防災訓練にて、各関係機関との緊密な連携を強化することを目指す訓練を実施し、課題抽出や問題解決を行いながら災害対応の実効性を高めていきます。

2-3 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

2-3) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

災害時の医療体制（健康福祉課）

地域災害医療活動マニュアルが十分に実効性を発揮できるよう、関係機関との連携や対応訓練への参加を通じ、広域的な医療救護体制の構築を進めます。

医療用資機材の確保等(健康福祉課)

医薬品、衛生資材を医療救護所や災害対応病院等に迅速に供給するため、関係機関との協力体制の整備に努めます。

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

災害時における感染予防対策（総務課、健康福祉課、教育課、子育て支援課）

災害時における衛生状態の悪化などによる感染症リスク拡大を防止するため、マスクや手指消毒剤などの衛生用備蓄の確保を図るとともに、平時から感染症予防対策の啓発を推進します。また、災害時の感染症の発生やまん延防止のため、健康診断や健康相談などの体制整備を進めるとともに、定期予防接種の接種率向上に努めます。

環境衛生の適正化（住民課、上下水道課）

北アルプス広域連合施設のうちごみ処理施設については長寿命化計画が包括計画と位置付けられていることからその計画に基づき進め、また火葬場については、今後公共施設等総合管理計画に基づく個別計画の策定に努める。白馬山麓事務組合施設のし尿処理施設については下水道への直接投入も視野に、施設維持に努めます。

避難所の想定収容人数に対する仮設トイレの設置等に努めます。

3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1 役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

3-1) 役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

行政の業務継続計画等（総務課）

白馬村業務継続計画（BCP）を定期的に更新・見直しを実施し、災害想定、庁舎機能停止時の対応、資源確保等について研究していきます。

災害時に参集できる職員の把握や安否確認が迅速にできるように情報伝達訓練を毎年実施します。

庁舎の機能維持（総務課）

災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎については災害活動拠点としての十分な機能を発揮するため、施設の充実や対策を図ります。

情報システムの確保（総務課）

耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持する必要があります。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及・啓発に努めます。

3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

3-2) 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

情報通信手段の多重化（総務課）

電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、BCPの見直しを図るよう努めます。

代替エネルギー等の確保（総務課）

電力の供給停止に備え、防災拠点施設には、非常用電源等を確保していきます。

電力を早期復旧のため、平時より「災害時等における相互協力に関する協定書」が確実に運用できるように連絡体制等の確保に努めます。

3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

3-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

テレビ・ラジオ放送（総務課）

テレビは、災害情報を速報や特設報道で伝えるほか通常の放送時にも画面上で「Lアラート」と呼ばれる字幕放送により災害情報を提供します。また、ユーテレ白馬では文字放送により、防災情報を配信します。

ラジオは、停電に強いざというとき役立つ媒体であることから平時より身近な情報媒体としての認知を目的に、NHK 長野放送局が地域独自の県内番組を開設し災害に備えています。

災害情報の入手（総務課）

防災・減災情報の発信については、多様なメディアでの発信を心がけます。

令和3年度から本格運用を開始する防災アプリ・登録制メールを活用し、防災行政無線と合わせ情報の多重化を図ります。

ICT部門における業務継続体制の整備（総務課）

非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP（ICT部門の業務継続計画）に基づき、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行います。災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組を推進するよう努めます。

4 ライフライン等の被害を最小限に留め、経済活動を機能不全に陥らせないこと

4-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

4-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

電力石油類燃料 LP ガス等安定供給（総務課）

災害時応援協定に基づき、日頃から燃料供給事業者との連携を強化し、大規模災害時においても電気・石油類燃料・LPガス等が確保できるように努めます。

再生可能エネルギーの活用（総務課）

地域の特性を生かし、小水力発電、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入拡大を国や都道府県などの関係機関と連携を図りながら推進に努めます。

4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

上水道施設の整備（上下水道課）

大規模停電により、長期間にわたる供給停止とならないよう上水道の基幹施設に自家発電施設の設置を進めます。

災害に強いライフラインの確保に向けて、上下水道施設の耐震化を推進するとともに、施設の長寿命化を進めます。

上水道施設の早期復旧（上下水道課）

主要な配水池に緊急遮断弁の設置を進めます。点検後の早期通水や給水車等を用いた給水作業を迅速に実施します。

災害に強いライフラインの確保に向けて、上水道施設の耐震化を推進するとともに、施設の長寿命化を進めます。

4-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

4-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道施設の整備（上下水道課）

災害時にも安心して污水处理ができるよう診断結果に基づき、耐震化等を進めます。

下水道施設の早期復旧（上下水道課）

災害に強いライフラインの確保に向けて、下水道施設の耐震化を推進するとともに、施設の長寿命化を進めます。

「下水道事業業務継続計画(BCP)」については、随時、見直しを行っていきます。

災害時における応急対策等を迅速に実施するため、他の自身体との災害時応援体制を強固にいたします。

4-4 地域交通ネットワークが分断する事態

4-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

道路網の整備 (建設課)

災害時における避難路や防火帯となる街路の整備により防災機能を強化するとともに、広域的道路網の整備を推進することにより防災力の向上を図ります。

幹線道路の代替性確保 (建設課)

災害時における避難路や防火帯となる街路の整備により防災機能を強化するとともに、広域的道路網の整備を推進することにより幹線道路の代替性を確保します。

道路啓開の対応 (建設課)

災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進し、村内における防災機能を強化します。

緊急輸送道路等の確保 (建設課)

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等について、国土交通省、長野県と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化や落石等危険箇所等の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装、トンネル及び大型カルバート等道路附属物の長寿命化を推進する。救急救援活動に必要な緊急輸送道路やその代替路、補完路等について、国や県と連携を図り整備を推進します。

生活道路の維持管理 (建設課)

災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進し、村内における防災機能を強化します。

4-5 食料・飲料水等の安定供給の停滞

4-5) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

食料・飲料水等の確保 (総務課)

災害発生初期の対応に備え、村の人口5%を基準に食糧等の備蓄を行います。

村だけでは継続した食料・飲水等の供給が困難あるため、姉妹都市や災害時応援協定締結事業者等へ支援を要請するとともに、国からのプッシュ型物資の受け入れ体制整備に努めます。

す。

災害時に円滑な物資 調達を行うため、協定締結団体や事業者との情報交換や緊急連絡先の確認を定期的に行うとも必要に応じて協定の見直しなど、連携体制の強化を図ります。

災害時に必要数を満たす食料・飲料水等の安定的な物資供給を図るため、新たな事業者等との協定締結へ取り組みます。

地域農産物の安定供給（農政課）

地域農産物を安定供給するために、担い手の確保と育成、農業経営の健全化、農業基盤整備等について推進していきます。

災害に強い農業経営の条件整備を計画的に進め、地域農産物の安定供給を図ります。

5 二次的な被害を発生させないこと

5-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

5-1) 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

土石流、地すべりなどの土砂災害（建設課）

地震発生時や降雨時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のあるエリアの公表するなど、村民に情報提供していく必要がある。また、国、件の砂防部局に対して、必要な対策工事を実施するよう要請していきます。

二次災害の緊急対応（建設課）

災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進しつつ、二次災害への早急な対応が可能となるよう村内土木業者及び国、県等との連携を密にし、村内における防災機能を強化します。

5-2 有害物質の大規模拡散・流出

5-2) 有害物質の大規模拡散・流出

危険物施設の管理（総務課）

長野県が開催する「長野県危険物事故防止連絡会」や「危険物取扱者保安講習」等で、関係機関が連携・協力し危険物施設の事故防止を図るため情報交換等を行うとともに、危険物規制の趣旨や危険物施設の保安管理等について、危険物取扱者に周知徹底を図り、危険物取扱者の資質の向上を図ります。

危険物施設の保安確保のためには、定期的な点検の実施による施設の適切な維持管理、危険物を取り扱う方々に対する安全教育の実施等、事業所に対する自主保安体制の確立と合わせ、一般家庭からの危険物漏洩防止の周知を図ります。

5-3 農地・森林等の荒廃

5-3) 農地・森林等の荒廃

農地・農業水利施設等の保全管理（農政課）

農地・森林が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、住民が共同して取り組む地域活動や地域資源（農地・水路・農道・森林等）の保全管理を行うための活動組織立ち上げや体制づくりを支援します。

森林整備の推進（農政課）

民間事業者の森林整備を促進する一方、採算性が低く森林整備が難しい場所については、森林経営管理制度等を活用して村が整備を進めます。

5-4 観光や地域農産物に対する風評被害

5-4) 観光や地域農産物に対する風評被害

風評被害の防止（観光課）

白馬村観光地経営計画に基づき、観光防災マニュアルを作成します。このマニュアルでは、発災時の対応（観光客の避難誘導、帰宅支援など）、復旧・復興対応（風評対策、観光産業の事業継続支援）を定めます。

地域農産物ブランド力の醸成（農政課）

平時から地域農産物ブランド力の醸成を図り、災害時は風評被害の発生や拡散の要因とならないよう行政と住民が一体となって正確な情報発信に努めます。

5-5 避難所等における環境の悪化

5-5) 避難所等における環境の悪化

避難所等の運営・環境整備（総務課）

「白馬村避難所運営マニュアル」の見直しを随時行います。

避難所における良好な生活環境確保のため、避難所で使用する備品等の購入を進めると共に、被災者ニーズにあった環境整備に努めます。

避難所ではプライバシーに配慮するため、個別の居住スペースや着替えルーム等を確保していきます。

避難所運営組織へ女性の参画を図り、男女共同参画の視点を取入れ、乳幼児や母親、女性の安全等に配慮した避難所運営に努めます。

感染症対策マニュアルを策定し、感染症対策に配慮した避難所運営に努めます。

指定避難所を見直し、必要に応じた避難所を指定します。

避難者の健康状態（健康福祉課）

保健師等の巡回により避難者の感染防止及び心身の健康管理を行います。

6 被災した方々の日常の生活が迅速に戻るこ

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事

態

6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事

災害廃棄物の処理（住民課）

災害廃棄物の一時収集場所については、被災地の近傍に設置することが有益と考えられるので、村有地を第一候補とした設置場所の想定、運搬計画の立案に努めます。なお焼却計画については、北アルプス広域連合ごみ処理施設の処理能力と発生したごみ量とを勘案し、広域連合施設による焼却処理が困難な場合、近隣の焼却施設への受入要請を行います。

6-2 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事

6-2) 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事

火災・地震保険の加入（総務課）

長野県では、2017年7月に損害保険・共済を扱う6団体（日本損害保険協会北関東支部長野損保会、長野県損害保険代理業協会、JA共済、全労済、NOSAI長野、コープながの）とともに「信州地震保険・共済加入促進協議会」を設立し、保険・共済加入をはじめとした事前の備えについての啓発活動を実施しています。

被災後の生活再建における保険の有効性について、防災訓練等で村民へ周知していきます。

被災者生活再建支援金の支給（総務課）

住家被害認定が支援金申請に不可欠なため、住家被害認定等が速やかに実施されるよう、長野県が実施する研修等を受講します。

倒壊住宅の対応（住民課、建設課）

全壊家屋等の解体撤去・処分について、神城断層地震の際の経験を基に、廃棄物処理を行います。

地籍調査の推進（農政課）

大規模災害の復旧・復興を迅速に行うため、土地境界を明確にする地籍調査を推進します。測量の基準となる「公共基準点」の適切な管理に努めます。

木材の安定供給（農政課）

森林整備事業で作業道を設置し、木材の搬出ができるよう整備します。林道については維持管理を行います。

6-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6-3) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

自主防災組織等の強化（総務課）

長野県が行う出前講座や自主防災組織リーダー研修等を通じて、地域の中心となる人材の育成や地域ごとの自主防災組織立ち上げなど、地域防災力向上のため自主防災組織充実と強化を図っていきます。

地区毎にきめ細かい防災対策を講じられるよう「地区防災計画」の策定を支援します。

防災啓発・防災訓練（総務課）

長野県が行う出前講座や村主催による防災訓練等、防災知識の向上や訓練充実を図ります。

別表

別表 1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果

目標 1 人命の保護が最大限図られること

1-1) 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

住宅の耐震化（総務課）

平成 26 年に神城断層地震（震度 6 弱）が発生し、地震はまた必ず起こることが認識されました。しかしながら、広い住宅や後継者がいない住宅が多く、居住者の高齢化などによる経済的理由から、耐震対策が実施されず、耐震性が低い住宅が多数ある状況です。人命の保護とともに、災害発生後もできる限り日常生活が継続できることを目指して、住宅の耐震化を一層進める必要があります。

公共施設等の対策（全庁）

役場本庁舎は耐震性が確保されています。社会体育施設の耐震化事業については、構造部材は基準を満たしておりますが、非構造部材においては、対策が十分ではない箇所も多く、耐震化を一層進める必要があります。小中学校の校舎や体育館における耐震化は完了していますが、校舎自体の老朽化は進んでおり、今後は老朽化対策を始め、バリアフリー化やトイレの洋式化などの整備が急務となっています。全ての公共施設で、毎年防災・防火に係る避難訓練を実施し、有事の際に迅速かつ安全な避難ができるように訓練を実施し、避難における意識改革や避難意識の向上対策を図る必要があります。公衆トイレについては、耐震診断を実施していないため、大規模な災害で被災した場合、倒壊等により使用できないおそれがあります。（公共施設等総合管理計画に基づく公衆トイレ長寿命化計画では、非住居であることから耐震診断は不要として計画を立案します）。

民間の旧耐震基準建築物の対策（総務課）

不特定多数が利用する旧耐震基準の建築物に対して、耐震診断受診率を高めていく必要があります。

無電柱化等の対策（建設課）

地震や強風による電柱倒壊で、緊急時の避難路及び救急搬送路となる基幹道路の遮断を防ぐため、電線共同溝等の整備を進め、無電柱化を推進する必要があります。また、(5-1)地震や強風により電柱が倒壊し、長期間電力及び通信が復旧しないことによる2次災害の発生を防ぐため、耐震性及び耐風性が高い電線共同溝の整備を進め、無電柱化を推進する必要があります。

都市環境等の整備（建設課）

密集した住宅地内の建築物の耐震化や不燃化、倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める必要があります。

空き家対策の推進（総務課）

空き家は、今後も増加することが予想され、空き家の増加に伴い大規模災害発生時に倒壊や資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずる恐れがある老朽危険空き家も増加することが想定されます。老朽危険空き家の増加を抑制するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど、総合的な空き家対策を実施する必要があります。

1-2) 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

治水対策等（建設課）

近年、気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）が急増していることから、河川改修及び流水機能を確保する対策が必要です。

警戒避難体制の強化（総務課、建設課、健康福祉課）

浸水想定区域や避難所等を示した防災マップを作成し、危険の恐れがある区域の周知に努める必要があります。各種ハザードマップ等を活用し、住民への危険箇所周知に合わせ、学校や施設等様々な場所での啓発が必要です。水防法及び土砂災害防止法が2017年6月に改正され、要配慮者が利用する施設の所有者または管理者は、洪水・土砂災害における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成する必要があります。

1-3) 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

土砂災害対策（建設課）

急峻な地形と脆弱な地質を有する本村は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定は完了していますが、対策必要箇所が多数存在するため、ハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要があります。土砂災害危険箇所パトロール等を通じ、県と危険箇所の共有を図り、急傾斜地崩壊対策事業等の実施等により、危険箇所の安全対策を実施していくことが必要となっています。大規模土砂災害に伴う河道閉塞について、迅速な緊急調査依頼被害想定依頼、対応方針立案依頼等を実施するために関係機関との連携体制の構築が必要です。

警戒避難体制の強化（総務課、建設課、健康福祉課）

土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険箇所、避難所等を示した防災マップを作成し、危険の恐れがある区域の周知に努める必要があります。

森林の荒廃対策（農政課）

森林の荒廃が進んでおり、土石流や地すべり等が発生する危険性があるため、現状の把握と荒廃対策について検討します。

1-4) 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

住民の避難行動等（総務課）

行政からの避難指示等の発令の遅れや不達は、住民の避難行動の遅れにつながるため、適切な時期での発令や迅速な避難行動のためのマニュアル等を整備する必要があります。住民が災害から被害を避けるには、各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動を自ら起こすことが重要です。

防災教育・防災体制等（総務課、生涯学習スポーツ課、教育課）

地域による防災体制の構築には、自主防災組織による実践的な活動ができる体制づくりとコミュニティの重要性や自助・共助による防災意識の啓発が必要です。災害発生時に、児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、学校を始め様々な場面で実践的な安全教育の指導に取り組む等防災教育の充実を図る必要があります。

情報伝達手段（総務課）

住民への情報伝達手段として、Jアラート・登録制メール・Facebook・Lアラート等情報伝達の多重化を行っていますが、高齢者や聴覚・視覚等の障がいのある方への情報伝達方法が課題となっています。

避難行動要支援者（総務課、健康福祉課）

災害発生時に支援を必要とする高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等の要配慮者が安全かつ迅速に避難できる地域づくりを進めるため、行政は避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、地域の要配慮者・支援者・社会資源等を把握し、個別計画の策定を推進する必要があります。災害時は、避難行動要支援者の家族だけでは対応ができない場合があるため、日頃から隣近所や支援者との関係性が重要となります。

要配慮者利用施設（総務課、建設課、健康福祉課、教育課、子育て支援課）

社会福祉施設等の要配慮者利用施設は災害時には要配慮者が迅速な災害対応が困難であることを前提に地域の実情を反映した警戒避難体制を整備するとともに、管理者を含めた職員が村から発令される避難情報を正しく理解し、迅速な避難行動に移ることができるような取り組みを行う必要があります。

外国人に対する支援（総務課、観光課）

Webサイト（多文化共生支援サイト）において、在住外国人に対し、災害時の多言語情報の公開や多言語防災リーフレットの作成などを行い、災害対応力向上を図る必要があります。また、訪日外国に対しても多文化共生支援サイトの周知徹底を行う必要があります。

目標 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

2-1) 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

道路閉塞等による集落の孤立（建設課）

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等について、国土交通省、長野県と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、道路舗装、トンネル及び大型カルバート等道路附属物の長寿命化を推進する必要がある。なお、救急救援活動に必要な緊急輸送道路やその代替路、補完路等について、国や県と連携を図り整備を推進する必要があります。

ヘリコプターによる救命救助・救援物資搬送（総務課、健康福祉課）

大規模自然災害が発生した時には、迅速な救命救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うことが重要ですが、道路交通網が被災し孤立集落が発生した場合にはヘリコプターを活用した対応が必要です。

2-2) 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

自主防災組織の育成（総務課）

災害による被害を最小限に抑えるには、自ら身を守る「自助」、行政機関等が支援する「公助」のほか、地域の助け合いからなる「共助」あり、その中心的な役割を果たすのが自主防災組織の活動であるため、地域の自主防災組織の立ち上げや活性化、男女の特性に配慮した支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

消防団の強化（総務課）

本村の消防体制は、消防活動を専任して行う北アルプス広域消防（常備消防）と、仕事を持ちながら消防活動を行う消防団（非常備消防）が組織されています。消防団は、主に有事の際には常備消防と連携し、消火活動を行うほか、平時には地域での消防意識の啓蒙活動や水利、器具の点検等予防消防にも取り組んでいます。近年は消防団へ加入する団員が減少傾向にあり、平均年齢も高くなっています。また、消防車等の装備の老朽化が目立ち、更新の必要があります。

関係機関との連携（総務課）

大規模災害の発生時は、国、県、警察、消防、自衛隊、関係機関等により、人命救助・消火活動・道路啓開・交通規制・防犯対策等あらゆる支援を受ける必要があります。上記、各機関等へ迅速に支援要請を行うために、受援計画の定期的な更新が必要です。

2-3) 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

災害時の医療体制（健康福祉課）

地域災害医療活動マニュアルに基づき、関係機関が連携を強化し定期的な訓練を行うことが必要であり、またマニュアルについては、実際の災害や訓練の結果を踏まえ適宜見直して行くことが必要です。

医療用資機材の確保等（健康福祉課）

災害時に備え医療用資器材を備蓄するとともに、医薬品等の円滑な調達が行えるよう、平時

から関係機関との連携体制の整備に努める必要があります。

2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

災害時における感染予防対策（総務課、健康福祉課、教育課、子育て支援課）

大規模自然災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品等の供給が停止した場合、衛生状態の悪化により感染症等が大発生する可能性があります。避難所をはじめ、被災地域における災害時の疫病・感染症等の発生を防止するための体制を整備する必要があります。

環境衛生の適正化（住民課、上下水道課）

ごみ処理、遺体の火葬については、いずれも北アルプス広域連合施設で所在地は大町市で、またし尿処理施設は白馬山麓事務組合施設で所在地は小谷村。両市村で大規模災害が発生し施設が被災した場合、ごみ処理等が行なえないおそれがあります。

また、避難所における避難者数によって、し尿処理が困難になるおそれがあります。

目標 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

3-1) 役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

行政の業務継続計画等（総務課）

大規模災害発生時においては、行政機関も被災し職員の参集不足等に伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。大規模な自然災害時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした白馬村業務継続計画(BCP)を令和2年度に策定し運用しています。

庁舎の機能維持（総務課）

災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎については、拠点施設としての十分な機能を発揮するため、耐震性確保や災害活動に対応できる設備の充実を図る必要があります。

情報システムの確保（総務課）

耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持する必要があります。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進し、さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る必要があります。

3-2) 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

情報通信手段の多重化（総務課）

電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、BCP の見直しを図る必要があります。

代替エネルギー等の確保（総務課）

電力の供給停止に備え、防災拠点施設には、非常用電源等を確保する必要があります。役場庁舎は、自家発電施設の浸水対策と、災害対策本部設置に必要な最低限の電力確保のための資機材を配備する必要があります。

3-3) テレビラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

テレビ・ラジオ放送（総務課）

県内村内の地元報道機関に対し、「命と暮らしを守る」報道と災害に強い地域作りへの協力を依頼していくことが必要です。災害発生直後においては、テレビやラジオの媒体から速報や特設報道などを通じて、被害・避難ライフライン等に関する災害情報を途絶ことなく、できるだけきめ細かく放送することが必要です。災害情報入手先として、2014年12月に長野県が実施した県政モニター調査の結果で、「テレビ」が85.9%、次いで「ラジオ」が52.4%（複数回答あり）、「ホームページ（SNS等を含む）」が20.3%であったため、災害に関する情報提供は、主要な広報媒体であるテレビ・ラジオ放送を通じて適切かつ迅速に行われる必要があります。

災害情報の入手先（総務課）

災害に関する情報は、テレビ・ラジオ放送の他にインターネット・電子メール・SNS等からの情報入手が増えているため、それらの媒体を通じた効率的で効果的な情報提供を実施する必要があります。主要な広報媒体と合わせ、防災行政無線や防災アプリをはじめとした複数の伝達手段の活用により、住民が入手する情報媒体を多重化する必要があります。

ICT部門における業務継続体制の整備（総務課）

職員が非常時対応に慣れていないことから、システム等の復旧に想定以上に時間を要し、業務の再開が遅れることが懸念されます。本庁舎が免震構造でないことから、サーバラックの倒壊や地震の振動によりシステムやデータが破損するおそれがあります。

目標4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

4-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止

電力石油類燃料LPガス等安定供給（総務課）

大規模災害発生直後は、電力・石油類燃料・LPガス等の供給が停止すること予想されます。電力については、発電所からの送電停止・電柱の倒壊・電線の切断等により、広範囲に渡る停電の発生が予想され、被災の規模によっては、復旧までに長期の日数を要する可能性があります。

LPガスや石油類燃料については、交通インフラの被災による輸送ルートの閉鎖や関連施設の倒壊、応急復旧に関わる人材不足等により、供給再開までに長期の日数を要する可能性があります。

再生可能エネルギーの活用（総務課）

再生可能エネルギーの導入拡大を国や都道府県などの関係機関と連携を図りながら推進することが必要です。

4-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

上水道施設の整備（上下水道課）

災害による大規模停電により、ポンプアップが必要な給水区域は長期間にわたる給水停止となることが想定されます。

上水道管路の老朽化などにより、大規模地震発生時には管路の大規模な損傷や主要配水池の崩壊などが発生する可能性があります。

上水道施設の早期復旧（上下水道課）

各関係機関との協力体制や相互応援体制により、発災後の応急復旧等を早期に実施します。

4-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道施設の整備（上下水道課）

下水道事業に着手してから30年程度が経過しており、ストックマネジメントを実施し、劣化状況の把握を行います。

下水道施設の早期復旧（上下水道課）

下水道施設が被災した場合、浄化機能が復旧するまでにはかなりの時間を要することが予想されるため、平時から応急・応援体制を構築しておく必要があります。

「下水道事業業務継続計画（BCP）」について、随時、見直しを行う必要があります。

4-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

道路網の整備（建設課）

村内基幹村道の整備を推進するとともに、広域的な道路網整備により防災機能を強化する必要があります。

幹線道路の代替性確保（建設課）

村内基幹村道の整備を推進するとともに、広域的な道路網整備により防災機能を強化する必要があります。

道路啓開の対応（建設課）

村内基幹村道の整備を推進するとともに、広域的な道路網整備により防災機能を強化する必要があります。

緊急輸送道路等の確保（建設課）

救急救援活動等に必要な緊急輸送道路等について、国土交通省、長野県と連携を図り整備を推進する必要があります。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨

ぐ各種施設、道路舗装、トンネル及び大型カルバート等道路附属物の長寿命化を推進する必要があります。なお、救急救援活動に必要な緊急輸送道路やその代替路、補完路等について、国や県と連携を図り整備を推進する必要があります。

生活道路の維持管理（建設課）

村内基幹村道の整備を推進するとともに、広域的な道路網整備により防災機能を強化する必要があります。

4-5) 食料・飲料水等の安定供給の停滞

食料・飲料水等の確保（総務課）

災害により食料調達が困難となった場合、避難所等に緊急用食料や米穀の物資を供給する必要があります。災害時に安定的に食料や飲料水を確保するため、食料や飲料水の調達に関連する災害時応援協定を締結しています。

地元産農産物の安定供給（農政課）

災害により農地や農業用施設が被災した場合は、農産生産力が著しく低下する可能性があるため、農業用施設の長寿命化や耐震化、災害に強い農業用施設の建設及び農業用水の安定確保等、強い農業経営の条件整備を計画的に進め、地元産農産物の安定供給を図る必要があります。

目標 5 二次的な被害を発生させないこと

5-1) 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

土石流、地すべりなどの土砂災害（建設課）

地震発生時や降雨時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のあるエリアについては広く村民に情報提供していく必要があります。

二次災害の緊急対応（建設課）

村内基幹道路の整備、河川閉塞等の情報提供等を優先し村内における防災機能を強化する必要があります。

5-2) 有害物質の大規模拡散・流出

危険物施設の管理（総務課）

村内の危険物施設においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要があります。平時から有害物質事故による被害を最小限に抑えるための注意喚起を行うとともに、大規模拡散・流出が発生した場合には、県、消防署、警察署等の関係機関と一体となって対応がとれるよう応援体制の整備が必要です。

5-3) 農地・農林等の荒廃

農地・農業水利施設・森林等の保全管理（農政課）

農地・森林が有する多面的機能を維持・発揮させ、大規模災害発生時に二次被害を防止するため、中山間地における農地・農業水利施設・森林等を適切に保全管理する必要があります。

森林整備の推進（農政課）

一部の地域で間伐等森林整備事業を実施していますが、住宅地周辺や幹線道路沿いの森林整備されていない箇所があるため、地震や大雨等の災害に備え整備が必要です。

農業用ため池等の破損（農政課）

農業用ため池は1箇所（二レ池）あり、民間事業者が釣り堀として営業していますが、災害時に備え連絡調整が必要です。

5-4) 観光や地域農産物に対する風評被害

風評被害の防止（観光課、農政課）

外国人も含め、多くの観光客が訪れる白馬村においては、大規模災害が発生した場合には、住民のみならず観光客等の安全確保や避難等についての対応が必要になります。また、観光地としての復旧・復興を考えると、風評対策も必要になります。実際に、東日本大震災や長野県神城断層地震の発生時には、情報が錯綜しており、真偽が定かではない情報による風評被害が懸念されました。

5-5) 避難所等における環境の悪化

避難所等の運営・環境整備（総務課）

行政、村民がそれぞれの役割において食料等物資備蓄確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止する必要があります。災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、行政と村民は避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。指定避難所の機能充実のため、備蓄している備品類と避難されている方のプライバシーが確保されるような配慮が必要となっています。避難所等の運営については、自主防災組織などが中心となって運営委員会を組織し、自主運営ができるようにして行く必要があります。感染症対策に必要な備蓄確保に努める必要があります。感染症対策により、一人ひとりの距離に配慮する必要があり、指定避難所を増やしていく必要があります。

避難者の健康状態（健康福祉課）

長引く避難所生活は、心身のストレス等により健康状態の悪化が懸念されるため、関係機関と連携し、避難者の健康状態悪化を防止する必要があります。特に高齢者や障がい者、日常生活で特別なケアを必要とする要介護者は、避難生活のケアが災害関連死に直結するリスクが高いため、体調の異変を早期発見し迅速に対応ができる体制整備が必要です。

要配慮者に対する対応（総務課、子育て支援課）

避難所等の運営については、地区の関係者などが中心となって運営委員会を組織し、自主運営ができるようにして行く必要があります。

避難所生活が長期化した場合、新進のストレス等により健康状態が悪化する可能性があるため、関係機関と連携し、避難者の健康状態悪化を防止する必要があります。

妊産婦・乳幼児・障がい者などの災害対応能力の弱い要配慮者が、災害時に適切な避難生活を送ることが出来るようにする必要があります。

目標 6 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る

6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物の処理（住民課）

大規模災害が発生した場合、多量の災害ごみの発生が想定され、災害ごみの一時収集場所の設置と収集運搬・処理体制が必要です。

6-2) 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

火災・地震保険の加入（総務課）

火災・地震保険は、災害による損害を補てんし、生活再建に繋げるため効果の高い保険です。特に地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、被災者の生活の安定に資することを目的しており、その保険金の支払責任の一部を再保険として政府が引き受けいる非常に公共性の強い保険であるため、一層の加入促進を行う必要があります。

被災者生活再建支援金の支給（総務課）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、生活の安定と被災地の速やかな復興を支援する必要があります。

倒壊住宅の対応（住民課、建設課）

大規模災害が発生した場合、多くの全壊家屋等の発生が想定され、行政対応による被災家屋等の解体撤去と処分が必要です。

地籍調査の推進（農政課）

現在、法務局に備え付けられている地図は明治初期に作成されたもの（いわゆる公図）が多く、大規模自然災害発生後に地籍が不明瞭となり、住宅再建など迅速な災害復旧の妨げとなる恐れがあります。そのため、地籍調査を着実に進め、災害発生後に既存土地境界を正確に復元するための土地情報を整理しておく必要があります。

木材の安定供給（農政課）

村内の人工林は適伐期になっている森林がかなりありますが、作業等の搬出路がないと伐採しても採算が取れないので、木材として供給するのが困難です。

6-3) 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

自主防災組織等の強化（総務課）

大規模災害の発生時は、長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、地区ごとの自主防災組織立ち上げやその活動の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。

防災啓発・防災訓練（総務課）

大規模災害の発生時には、自の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いによる「共助」など、総合的な地域防災力の結集が必要であるため、関連する防災啓発や効果的な防災訓練の実施により防災力向上に取り組んでいく必要があります。

別表2 個別の事業一覧（白馬村国土強靱化地域計画に基づく主な事業）

個別の事業名	事業概要
目標 1	
1-1)	
耐震診断実施事業	昭和 56 年 5 月以前に着工した住宅に対し、耐震診断を実施し積極的に耐震化を進めます。
耐震改修促進事業	昭和 56 年 6 月以前に着工した住宅に対し、耐震改修費の補助事業を実施します。
無電柱化等の対策	白馬村無電柱化推進計画に基づく計画路線の事業化及び、都道府県事業における無電柱化工事実施箇所に対する地元調整等を実施します。
都市環境等の整備	都市再生特別措置法、白馬村立地適正化計画に基づく誘導区域内外行為の届出
公衆トイレ更新時の耐震化	建替え時の耐震化を検討します。
1-2)	
治水対策等	国土交通省、長野県に対する河川整備等の要望及び準用河川における河畔林整備を実施します。
1-3)	
要配慮者利用施設避難確保計画の更新及び訓練の実施	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成・避難訓練の実施を支援します。
1-4)	
情報の多重化	防災無線のみでなく、防災アプリ、登録制メール、SNS を

	活用し情報の多重化に取り組みます。
災害時住民支え合いマップの作成	災害時住民支え合いマップの作成・更新を支援します。
ハザードマップの作成	ハザードマップの更新を行います。
防災訓練の実施	様々な災害を想定し防災訓練を実施します。
外国人向け防災訓練の実施	外国人に向けた防災訓練の計画・実施します。
目標 2	
2-1)	
道路閉塞等による集落の孤立	継続的な村道維持工事の実施及び橋梁等インフラの定期的な点検と長寿命化事業を実施します。
2-2)	
消防団員準中型自動車運転免許取得促進事業	消防車の運転ができる団員の確保のため準中型自動車運転免許取得のための補助事業を実施します。
消防施設装備車両等更新事業	消防団の強化のため、順次装備の更新を図ります。
消防施設設置事業補助事業	消防施設を整備して火災による被害を防止するため地域が行う消防施設の改善及び新設に要する経費の補助事業を実施します。
自主防災組織防災資機材購入費補助事業	自主防災組織の強化を図るため、防災資機材を購入する自主防災組織に対して補助事業を実施します。
2-4)	
避難所等への避難者数を勘案した仮設トイレの設置	避難所の想定収容人数に対する仮設トイレ等の設置に努めます。
目標 3	
3-1)	
基幹システムの更新	耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持する必要があります。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及・啓発に努めます。
庁舎改修事業	役場庁舎を順次改修し、災害時の拠点化を図ります。
白馬村役場 BCP 更新事業	白馬村役場 BCP の見直し、点検を行います。
目標 4	

4-1)	
再生可能エネルギーの導入拡大	地域の特性を生かし、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を国や都道府県などの関係機関と連携を図りながら推進に努めます。
4-5)	
非常食料の購入	対応に備え食糧などの備蓄を行います。
目標 5	
5-1)	
土石流、地すべりなどの土砂災害	都市再生特別措置法、白馬村立地適正化計画に基づく誘導区域内外行為の届出及び災害危険エリアにおける都市計画法における開発行為の抑制。国土交通省、長野県との綿密な情報共有します。
二次災害の緊急対応	村内土木業者との情報連携と、有事の際における初動体制の構築を行います。
目標 6	
6-1)	
災害ごみの処理	発生する災害ごみの処理を円滑に行えるよう努めます。
6-2)	
全壊家屋等の解体撤去・処理	被災者が迅速に住宅再建できるよう全壊家屋等の解体撤去とその処理を円滑に行えるよう努めます。